

川口市外部監査契約に基づく監査に関する条例(案)概要に対する意見募集について

川口市は平成30年4月1日に中核市へ移行を予定しております。これに伴い、包括外部監査制度の導入が義務づけられ、市と契約した外部監査人が市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、毎会計年度監査を実施します。

この外部監査契約に基づく監査に関し、必要な事項を条例で定める予定です。

この度、条例案の作成にあたり、市民の皆様からの意見を募集します。

- ・ 募集期間 平成29年9月1日（金）～9月30日（土）
- ・ 意見の提出方法 住所、氏名、連絡先を記入の上、次の方法で提出
① 文書の持参 ② 郵送（消印有効） ③ FAX ④ Eメール
- ・ 提出・問い合わせ 企画経営課（本庁舎4階）
〒332-8601 青木2-1-1
電話 048 (259) 7627 FAX 048 (257) 1008
Eメール 040.01000@city.kawaguchi.saitama.jp

※意見に対しての個別の回答はいたしません。

※住所・氏名等の不記載により個人又は法人の特定ができない場合は、無効といたします。

※電話や口頭での意見は受付できません。

※意見については、個人情報を除きすべて公表されることがあることをご了承ください。

川口市外部監査契約に基づく監査に関する条例（案）概要

1 制定の趣旨について

中核市への移行により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の27第1項に規定する外部監査契約に基づく監査（包括外部監査及び個別外部監査）を受けることとなることに伴い、必要な事項を定めるものです。

2 制定の内容について

(1) 法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約に基づく監査において、本市と当該契約を締結した包括外部監査人が、監査を行うことができる事項を次のとおり定めるものです。

ア 市が補助金、交付金等の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの

イ 市が資本金、基本金等の4分の1以上を出資しているものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの

ウ 市が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの

エ 市が受益権を有する不動産の信託の受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの

オ 市が法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの（指定管理者）の出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの

(2) 監査委員による監査に代えて、法第252条の27第3項に規定する個別外部監査契約に基づく監査を求めることができる場合を次のとおり定めるものです。

ア 市民のうち法第75条第1項の選挙権を有する者が同項の監査請求をする場合

イ 議会が法第98条第2項の監査請求をする場合

ウ 市長が法第199条第6項の監査の要求をする場合

エ 市長が(1)に掲げるものについての法第199条第7項の監査の要求をする場合

オ 市民が法第242条第1項の監査請求（住民監査請求）をする場合